

## 1 計画の推進体制

## (1) 庁内の推進体制

計画の推進にあたって、庁内の推進体制として、関係各課や関係機関との緊密な連携を図っていくとともに、高齢者に対する包括的な地域ネットワークの要となる地域包括支援センターなどの関係機関との連携や事業者との調整を図り、計画を推進していきます。

## ① 松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会

介護保険事業の円滑かつ適切な運営を図るため、被保険者や市民団体からの代表者、学識経験者、関係機関代表者及び関係行政機関職員からなる「松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会」を設置しています。

## ② 松阪市地域包括ケア推進会議

地域包括支援センターが行なう地域ケア会議等から明らかにされた松阪市全体の課題の検討や、必要に応じて政策提言を行なうことを主眼としており、松阪市全体としての方向性や目的の共有を図りながら多職種連携を発揮して、松阪の特色にマッチした地域包括ケアシステムの推進を目指すとともに、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定する「松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会」や「松阪市地域包括支援センター運営協議会」などと連動した形で本計画に基づく事業の進捗管理を行いつつ、各種施策の推進を図るため、地域における医療・介護・生活支援等に関わる専門職等の代表者で組織しています。

## ③ 地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターの運営にあたって、公平・中立性の確保及びセンターの円滑かつ適正な運営を図るため行政機関、被保険者代表、介護保険サービス事業者、その他の保健・医療・福祉関係者、居宅介護支援事業所等で構成する「地域包括支援センター運営協議会」を設置しています。

(検討事項)

- 地域包括支援センターの設置等に関する事
- 運営及び評価に関する事
- 地域における介護保険以外のサービスとの連携の形成に関する事
- その他地域包括支援センターの運営に関する事 等

#### ④ 地域密着型サービス運営委員会

地域密着型サービスに係る制度の運営にあたって、市民の意見を反映させ公正かつ透明性の高い制度運営を確保するため、被保険者代表や介護(予防)サービス利用者・事業者、保健・医療・福祉関係者、学識経験者等が参加する委員会を設置しています。

(検討事項)

- 地域密着型サービスの事業所の指定に関する事
- 指定基準または介護報酬の変更に関する事
- 地域密着型サービスの質の確保、運営評価 等

## (2) 他市町村との連携

高齢者に対する福祉事業は、日常生活圏域・市町村圏域において完結するものではなく、サービスの効率的・効果的運用や費用対効果・サービス基盤の計画的整備・人的ネットワークの構築等を図るうえでも他市町との広域的連携を図っていきます。